

静岡県告示第224号

静岡県立吉原林間学園診療所の設置、管理並びに使用料及び手数料に関する条例（平成31年静岡県条例第3号。以下「条例」という。）第6条第2号から第4号の規定に基づき知事が別に定める額を次のように定め、令和元年10月1日から施行し、静岡県立吉原林間学園診療所の設置、管理並びに使用料及び手数料に関する条例の規定に基づき知事が別に定める額等（令和元年静岡県告示第153号）は、令和元年9月30日限り廃止する。

令和元年8月27日

静岡県知事 川勝平太

- 1 自動車の運行によって傷害を受けた場合の療養であって、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の適用のあるものの使用料及び手数料については、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む）の規定に基づく算定額に10分の15を乗じて得た額
- 2 1の場合以外における使用料及び手数料については、次の表のとおりとする。

種別	単位	金額	備考
(1) 文書料			
ア 診断書			同一文書を同時に2通以上請求するときは、1通を増すごとに左記料金の2分の1の額を加算する。
(ア) 健康診断書	1通につき	2,200円	
(イ) 普通診断書	1通につき	2,200円	
(ウ) 特別児童扶養手当認定診断書(知的)	1通につき	3,300円	
(エ) 障害児(者)福祉手当認定診断書(精神)	1通につき	3,300円	
(オ) 自立支援医療(精神通院)用診断書	1通につき	3,300円	
(カ) 診断書(療育手帳申請用)	1通につき	3,300円	
(キ) 精神障害者保健福祉手帳用診断書	1通につき	3,300円	
(ク) 自動車損害賠償責任保険用診断書	1通につき	5,500円	
(ケ) 保険会社等書式による診断書	1通につき	5,500円	
(コ) 年金診断書	1通につき	5,500円	
(サ) 家庭裁判所提出用診断書(成年後見用)	1通につき	5,500円	
イ 証明書			
(ア) 普通証明書	1通につき	1,650円	
(イ) 受診状況証明書	1通につき	1,650円	
(ウ) 登校・登園許可証	1通につき	1,650円	
(エ) 保険会社等書式による証明書	1通につき	5,500円	
ウ 意見書			
(ア) 主治医意見書	1通につき	5,500円	
(イ) 児童発達支援に係る意見書	1通につき	1,650円	
(2) (1)以外のもの		実費	

附 則

この告示は、令和元年10月1日から施行する。